

※一部改定は下線表示の評価項目

鹿児島県 工事成績評定要領 考查項目別運用表

評定者順(土木関係)

2025年

~~2024年~~4月改定(上段:新規定 下段:運用)

品質証明員制度

監督員	1 施工体制	I 施工体制一般		1
監督員	1 施工体制	II 配置技術者		2
監督員	2 施工状況	I 施工管理		3
監督員	2 施工状況	II 工程管理		4
監督員	2 施工状況	III 安全対策		5
監督員	2 施工状況	IV 対外関係		6
監督員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	土木一般	7
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	土木一般	8
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	維持・修繕工事	9
監督員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	港湾浚渫工事	10

品質証明員制度

監督員	5 創意工夫	創意工夫		11
総括監督員	2 施工状況	II 工程管理		13
総括監督員	2 施工状況	III 安全対策		14
総括監督員	4 工事特性	施工条件等		15
総括監督員	6 社会性等	地域への貢献等		19
総括監督員	7 法令遵守等	法令遵守等		20

品質証明員制度

検査員	2 施工状況	I 施工管理		22
検査員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	土木一般	23
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	コンクリート構造物工事	24
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	土工事(切土、盛土、築堤等工事)	26
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	護岸・根固・水制工事(港湾工事以外)	27
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物)	28
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井)	30
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	舗装工事	32
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	法面工事	34
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	基礎工事及び地盤改良工事	36
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	海岸工事	38
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	39
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	塗装工事	41
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	トンネル工事	42
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	植栽工事	44
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	45
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	電線共同溝工事	47
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、)	48
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	49
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	港湾築造工事(浚渫、海岸築造工事を含む)	50
検査員	3 出来形及び出来ばえ	II 品質	空港用地造成工事(排水工事、地盤改良工事を)	55

監督員 1 施工体制 I 施工体制一般

1

	●評価対象項目 加減点＝1点×該当項目数÷全項目11	1 ○
1	施工体制一般について是正を要求すべき事項がなかった。 監督員が是正を要求しなければならない程の重大なミスがなければ加点する。品質証明員を 一部削除 定めた工事において、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、当該評価項目も評価 しない。	2 ○
2	施工計画書の内容が現場条件を反映して十分（遺漏や不足がないことをいう。以下同じ。）であつた。 一部削除 ○○が十分であるとは、遺漏や不足がないことを意味する。必須のものが揃っていれば加点す る。以下の規定についても同じ。品質証明員を定めた工事において、品質証明員の履行内容 が適正でなかった場合は、当該評価項目も評価しない。	3 ○
3	施工体制台帳及び施工体系図の記載内容、備置及び掲示方法が十分であった。 施工体制台帳の調製と施工体制体系図の作成は義務であるから、評価対象はその備置と掲 示の状況とする。	4 ○
4	品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る 体制が有効に機能していた。 品質証明の対象工事及び品質証明の対象工事に準じて品質証明員を定めた工事を対象とし 更正 て、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の資格及びその履行内容が適正な場合に評価す る。なお、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、上記評価項目の1及び2について も評価しない。	5 ○
5	下請契約が適正であり、当該工事に関して「鹿児島県建設業法ホットライン」への通報又は「元請 下請関係に関する相談窓口」への相談がなかった。 当該工事について通報又は相談があった場合は加点しない。通報又は相談の有無は受注者 への聴き取りで確認する。	6 ○
6	受注者がその下請人の社会保険（健康保険、年金保険及び雇用保険）の加入状況を確認してお り、作業員名簿に社会保険欄が空欄の者がいない。 二次以降の下請についてもチェックする。保険番号又は「非該当」の記載がない場合は加点し ない。	7 ○
7	緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 本項は「発生した場合」の、事後対応（被害の拡大防止など）の良否を評価する。	8 ○
8	現場に対する本店や支店による支援体制が、ISO9001（品質マネジメントシステム）で認証されてい る。 認証の有無は聴き取りで確認する。	9 ○
9	建設業退職金共済制度に加入しており、工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適 用事業主工事現場標識」を掲示している。	10 ○
10	電子納品レベルが2.0以上である。	11 ○
11	工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。	12 ○
12	●評価対象項目d 加減点＝-5点	14 ○
13	施工体制一般に関して、監督職員が文書（工事打合簿を含む。以下同じ）による改善指示を行っ た。	15 ○
14	●評価対象項目e 加減点＝-10点	16 ○
15	施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	17 ○

10	品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る 体制が有効に機能していた。 □品質証明の対象工事及び準ずる工事において、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の 資格及びその履行内容が適正な場合に評価する。※「準ずる工事」とは、土木部が発注する予 定価格1億円以上の港湾漁港工事において、受注者が任意で品質証明員の対象工事に準じ て品質証明員を定めた工事をいう。※「履行内容が適正な場合」とは、自社で決められた内容 方法に基づき、品質証明員が工事着手からしゅん工まで工事全般に関与し、品質証明書が提 出され、また、品質の確保に努めていることが、記録及び品質証明員からの聞き取り等により 確認できること。□品質証明員の業務が検査前の出来形確認などごく一部の場合は評価しな い。	
----	--	--

監督員	5創意工夫	創意工夫
1		
	●評価対象項目 加減点は1項目あたり1点で、7点が上限。	1727 ○
1	施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1728 ○
2	設計図書で指定されていないコンクリート二次製品等を利用して、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1729 ○
3	土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1730 ○
4	部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1731 ○
5	設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1732 ○
6	給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1733 ○
7	照明などの視界の確保に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1734 ○
8	仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1735 ○
9	運搬車両、施工機械等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1736 ○
10	支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 セパレーターのかぶりを確保するために、いわゆる「ロングPコン」などを使用した場合は該当する(2019/3/18追加)。	1737 ○
11	盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1738 ○
12	施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1739 ○
13	出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1740 ○
14	施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1741 ○
15	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れたことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。 情報化施工の試行要領(土木部,農政部)で規定する全ての施工プロセスにおいてICTを活用した工事を評価	1742 ○
16	自主的に、特殊な工法や材料を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。 景観に配慮すべき部分に自然石を使用した場合は該当する。	1744 ○
17	自主的に、優れた技術力又は能力として評価する技術を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1745 ○
18	NETISの「有用な新技術」に登録された技術を活用したことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1747 ○
19	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1753 ○

考査項目別運用表	考査項目順（上段:新規定 下段:運用）	連番 改定
20	コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1754 ○
21	鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1755 ○
22	配筋、溶接作業等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。	1756 ○
23	安全衛生教育に関する工夫を行った。	1758 ○
24	安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	1760 ○
25	現在の法令の基準を上回る安全対策を実施した。（法律で義務化される前に取り入れた安全対策や任意の安全対策ほか） 法律で義務化される前の取組みを評価する。	1761 ○
26	現場事務所等の働く環境を快適にする工夫を行った。	1762 ○
27	熱中症防止のために、こまめに休憩時間を設定し、高温時には作業を中断した。	1763 ○
28	一般通行車両や歩行者等との交通事故の防止に関する工夫を行った。	1764 ○
29	熱中症防止のために効果のある装置を設置し、又は機材を作業員に支給した。 本県特有の作業環境に配慮して、労働災害防止の観点から評価する。ミスト発生機、スポットクーラー、クールジャケットほか。	1765 ○
30	環境汚染の防止に関する工夫を行った。	1766 ○
31	海上事故の防止に関する工夫を行った。	1767 ○
32	現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。 現場閉所率が28.5%以上であることが休日取得計画表が提出され、確認できる。「週休2日」試行工事でもよい。	1768 ○
33	ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工、遠隔臨場、情報共有システムに取り組んだ。 ①情報化施工の試行要領(土木部、農政部)による簡易型以上を実施した。②遠隔臨場施工要領による段階確認を複数回実施した。③情報共有システム活用要領に基づくシステムを利用した。以上の3項目中2項目を達成した工事を評価	1769 ●
34	建設キャリアアップシステムを活用した。 建設キャリアアップシステム活用工事試行要領に基づく試行工事であり、基準を達成した工事を評価	1770 ●

追加

35 品質証明制度を活用して品質の確保に努めた。

□品質証明の対象工事及び準ずる工事以外において、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の資格及びその履行内容が適正な場合に評価する。※「準ずる工事」とは、土木部が発注する予定価格1億円以上の港湾漁港工事において、受注者が任意で品質証明員の対象工事に準じて品質証明員を定めた工事をいう。※「履行内容が適正な場合」とは、自社で決められた内容・方法に基づき、品質証明員が工事着手からしゅん工まで工事全般に関与し、品質証明書が提出され、また、品質の確保に努めていることが、記録及び品質証明員からの聞き取り等により確認できること。□品質証明員の業務が検査前の出来形確認などごく一部の場合は評価しない。

検査員	2 施工状況	I 施工管理
1		
	●評価対象項目 加減点＝5点×該当項目数÷全項目12	55 ○
1	受注後、遅滞なく設計図書の照査を行った。	56 ○
2	施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 品質証明員を定めた工事において、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、当該評価項目も評価しない。	57 ○
3	工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 品質証明員を定めた工事において、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、当該評価項目も評価しない。	58 ○
4	現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。	59 ○
5	変質しやすい工事材料の保管方法が十分であった。	60 ○
6	立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。	61 ○
7	建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。	62 ○
8	施工体制台帳及び施工体系図の記載内容、備置及び掲示方法が十分であった。 施工体制台帳の調製と施工体系図の作成は義務となっているので、評価対象はその備置と掲示の状況とする。	63 ○
9	下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。	64 ○
10	品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般に渡って行っていることが確認できる。 品質証明の対象工事及び品質証明の対象工事に準じて品質証明員を定めた工事を対象として、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の資格及びその履行内容が適正な場合に評価する。なお、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、評価項目の2、3及び12についても評価しない。	65 ○
11	できる範囲で、工事関係書類を電子化している。 「できる範囲で」とは、電子化することに過大な負担が発生しないことをいう。本項の工事関係書類とは、工事打合簿以外の書類であって、現実的に電子化できるものをいう。最終の電子納品レベルに関係なく、書類の減量と業務の迅速化の取組みを評価する(2019/3/28追加)。	66 ○
12	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 品質証明員を定めた工事において、品質証明員の履行内容が適正でなかった場合は、当該評価項目も評価しない。	67 ○
13	●評価対象項目d 加減点＝-7.5点	69 ○
14	施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	70 ○
15	●評価対象項目e 加減点＝-15点	71 ○
16	施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	72 ○
10	品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能していた。 □品質証明の対象工事及び準ずる工事において、土木工事共通仕様書で示す品質証明員の資格及びその履行内容が適正な場合に評価する。※「準ずる工事」とは、土木部が発注する予定価格1億円以上の港湾漁港工事において、受注者が任意で品質証明員の対象工事に準じて品質証明員を定めた工事をいう。※「履行内容が適正な場合」とは、自社で決められた内容・方法に基づき、品質証明員が工事着手からしゅん工まで工事全般に関与し、品質証明書が提出され、また、品質の確保に努めていることが、記録及び品質証明員からの聞き取り等により確認できること。□品質証明員の業務が検査前の出来形確認などごく一部の場合は評価しない。	